

基本形①

県立水戸飯富特別支援学校

来校相談(教育相談)、出向き相談(巡回相談)の流れ

内 容	相談を希望される方 (市町村教育委員会管下の幼児教育施設 小学校・中学校・義務教育学校の教職員) ※保護者の方は、在籍校(園)を通しての お申し込みをお願いします。	市町村 教育委員会	県立水戸飯富 特別支援学校
1 相談依頼 (依頼書)	依頼書の提出(様式Ⅰ・A)	依頼書受理 (様式Ⅰ・B)	教育委員会より 依頼書受理 (様式Ⅰ)
2 提出文書 送付	日程調整 ・電話にて打ち合わせ 必要書類作成(出向き相談のみ) ・依頼文を提出(様式2) ※来校相談については不要です。		・日程、担当職員 の調整 ・教育相談、巡回 相談希望確認
	依頼書の提出(様式Ⅰ・C)	依頼書受理 (様式Ⅰ)	・出向き相談 依頼文受理 (様式2)
3 相談実施	①来校相談 (教育相談) 	○ 相談内容に応じて、見学、打合せ、相談等の実施 ・主訴の確認、実態把握のための聞き取り ・支援方法についての話し合い ・学校見学、学校概要等の説明 ・研修協力の場合→研修内容に関する打合せ 等 ○ ご持参いただきたいもの ※学習・生活面への支援に関する相談の場合 ・お子さんの学習や生活の様子が分かるもの 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」 授業で使用したノート、プリント、制作物 等 ○ 本校にて「教育相談票」への記入	
	②出向き相談 (巡回相談) 	○ 現況の確認(生活の様子、学習の様子) 等 ○ 授業参観、行動観察 ○ 教育支援体制・幼児児童生徒への指導・支援の検討 ○ 訪問支援の継続または終了	
4 報告 (相談結果)	相談結果の提出(様式3) ・相談実施後1ヶ月後を目安 に提出	相談結果受理 (様式3)	相談結果受理 (様式3)